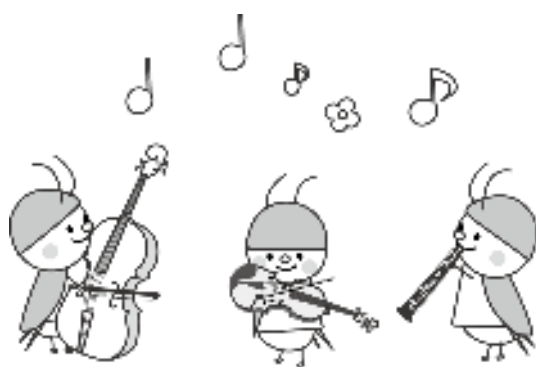


子ども・子育て支援新制度について



〈目次〉	〈頁〉
I 子ども・子育て新制度の概要・・・・・・・・・・	1
II 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業・・・・・・	2
III 保育・教育施設、地域型保育事業の確認制度・・・・・・	3
IV 保育を必要とする子どもの認定・・・・・・・・・・	4
V 認定こども園法の改正・・・・・・・・・・	6
VI 利用者負担について・・・・・・・・・・	7
VII その他・・・・・・・・・・	7

平成26年10月

綾部市福祉保健部民生児童課

I 子ども・子育て支援新制度の概要

【背景】

人口減少社会の到来や急速な少子高齢化、都市部での深刻な待機児童問題、子育てへの孤立感・負担感の増加など子ども・子育てを取り巻く様々な課題があります。

これらの課題に対応するために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、3法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。

【子ども・子育て関連3法】

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
- 3 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

【子ども・子育て支援新制度の趣旨】

- 1 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- 2 保護者の選択に基づき、
- 3 多様な施設・事業者から
- 4 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保するものです。



【子ども・子育て支援新制度のポイント】

- 1 質の高い幼児期に学校教育・保育の総合的な提供
保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園制度」を改善
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 (⇒施設型給付の創設)
- 2 保育の量的拡大・確保
待機児童解消のために、小規模保育や家庭的保育への財政支援を行い、多様な保育を充実させることで受け入れる子どもの数を増やしていく (⇒地域型保育給付の創設)
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
地域における多様な子育てニーズへの対応した子育て支援を充実
(⇒地域子ども・子育て支援事業：13事業)



Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業



1 子ども・子育て支援給付

(1) 子どものための教育・保育給付

給付区分	施設名・事業名	
○施設型給付	認定こども園 (私立)	幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
	新制度への移行を選択する幼稚園(私立)	
○委託費	保育所(私立)	
○地域型保育給付	小規模保育	A型、B型、C型
	家庭的保育	利用定員5人以下
	居宅訪問型保育	居宅での保育の実施
	事業所内保育	従業員枠＋地域枠

※保育所(私立)は、現行のとおり、市町村が保育所に委託費を支払います。

※新制度に移行しない幼稚園(私立)は、現行のとおり私学助成、就園奨励費を支払います。

※公立の施設については、新制度へ移行しますが、一般財源で運営します。

(2) 子どものための現金給付

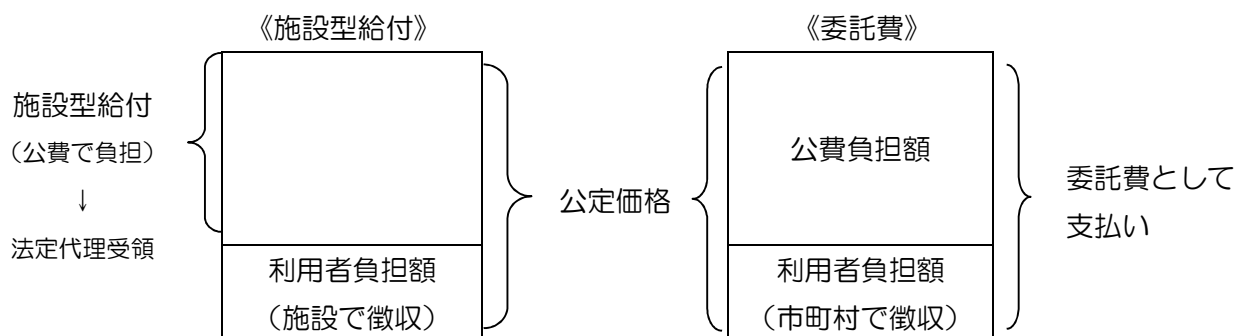
○児童手当



2 地域子ども・子育て支援事業 ※資料2をご参照ください。

- ①利用者支援(新規) ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

【施設型給付と委託費の関係】



Ⅲ 保育・教育施設、地域型保育事業の確認制度

1 確認制度

子ども・子育て支援法では、認可を受けた保育・教育施設、地域型保育事業に対して、市町村が利用定員を定めた上で、給付の対象となる事業を確認し、給付費（委託費）を支払います。

施設・事業の類型		認可主体	確認主体	給付
保育・教育施設	認定こども園	都道府県	市町村	市町村
	幼稚園			
	保育所			
地域型保育事業	小規模保育	市町村	市町村	市町村
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			

※新制度へ移行しない私立幼稚園は除きます。

※既に認可を受けている施設は「教育・保育施設」として、確認があったものとみなします。

2 利用定員

市町村は、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を確認します。

施設・事業の類型		利用定員
保育・教育施設	認定こども園	20人以上
	幼稚園	適用なし
	保育所	20人以上
地域型保育事業	小規模保育	6人以上19人以下
	家庭的保育	5人を上限
	居宅訪問型保育	1：1が基本
	事業所内保育	上限を設けず

※ 認可定員と利用定員は、一致させることを基本としますが、恒常的に実利用人数が少ない場合は、利用状況を反映した利用定員とします。 認可定員 ≥ 利用定員

※ 認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受け入れが可能とする方向

※ 認可定員を超える受け入れについては、公定価格の議論と合わせて検討されます。（定員弾力化の扱い、給付の減算措置等）



Ⅳ 保育を必要とする子どもの認定

1 施設型給付等の支給を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保育・教育施設、地域型保育事業を利用する就学前の子どもについて、3つの認定区分が行われます。

認 定 区 分		保育の必要量	施設、事業
1号認定	3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間（4時間）※	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、保護者の就労等により保育の必要な子ども	保育短時間（8時間）	保育所
		保育標準時間（11時間）	認定こども園
3号認定	0歳～2歳で、保護者の就労等により保育の必要な子ども	保育短時間（8時間）	保育所
		保育標準時間（11時間）	認定こども園 地域型保育事業

※教育標準時間外⇒地域子ども・子育て支援事業（一時預かり）の対象です。

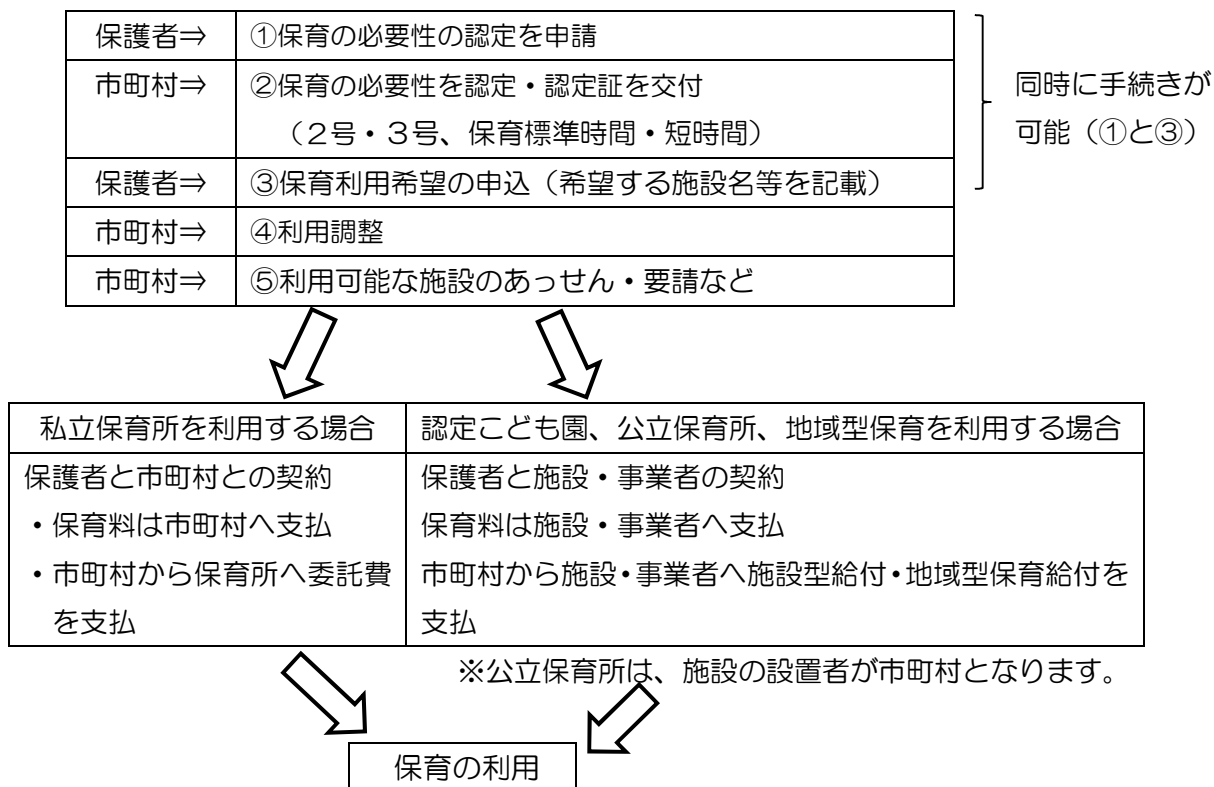
※保育短時間、保育標準時間外⇒地域子ども・子育て支援事業（延長保育）の対象です。

※保育標準時間認定における就労時間の下限は月120時間です。

※綾部市では保育短時間認定における就労時間の下限については、月64時間の設定とします。

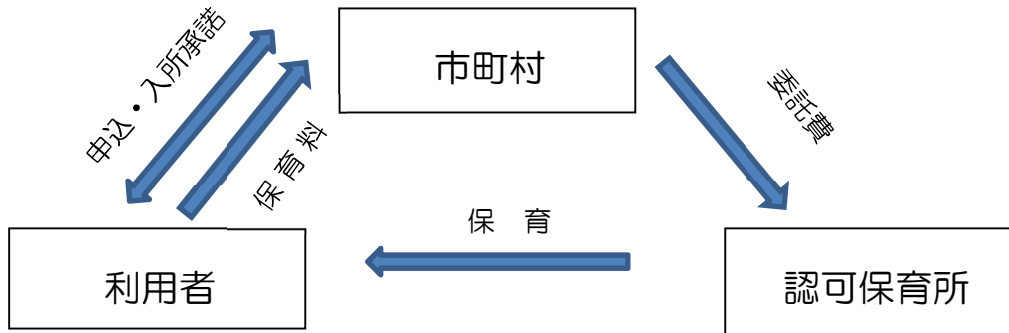
2 保育を必要とする場合の利用手順

保育を必要とする子どものすべての保育・事業の利用については、市町村が利用調整を行います。

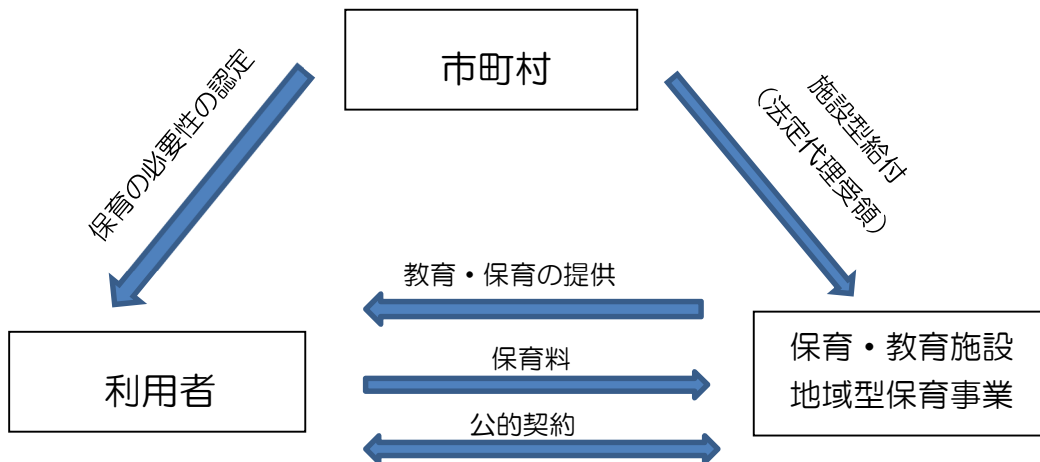


【現行制度と新制度の手続き上の関係】

《現行制度》 ※保育所の場合



《新制度》 ※認定こども園の場合



※私立保育所については、従来と同様、利用者と市町村の間の契約となり、保育料は市町村へ支払い、市町村から保育所へ委託料を支払います。

※法定代理受領とは…給付費は、個人（利用者）に対して給付されるべきものですが、施設が代理で受領する制度をいいます。



V 認定こども園法の改正

1 現行の認定こども園

幼稚園と保育所の良いところを活かし、その両方の役割を果たす仕組みとして、「認定こども園」制度が平成18年10月にスタートしました。

類型	内 容
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育園が連携して、一体的な運営を行うタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠けない子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えるタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どもを受け入れるなど保育所的な機能を備えるタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育園のいずれの認可のない教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

2 新制度での認定こども園

認定こども園法の一部改正法により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われ、現行制度では、幼稚園と保育所両方の認可に基づく施設から認定こども園法に基づく単一の認可施設となり、指導監督も一本化されることとなりました。一方、「保育所型」、「幼稚園型」、「地方裁量型」については、現行の施設体系のとおりです。

財政措置については、すべての類型で施設型給付に一本化されています。

《幼保連携型認定こども園》

項 目	現 行 制 度	新 制 度
根 拠 法	幼稚園部分：学校教育法 保育所部分：児童福祉法 認定こども園：認定こども園法	認定こども園法
認可権者	幼稚園部分：都道府県 保育所部分：都道府県、政令市、中核市	都道府県、政令市、中核市
指導監督	幼稚園、保育園それぞれ法体系に基づく指導監督	認定こども園法に基づく指導監督
基 準	幼稚園部分：幼稚園設置基準 保育所部分：児童福祉施設の設置及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	幼稚園部分：私学助成 保育所部分：保育所運営費	施設型給付
保育・教育内容	幼稚園教育要領、保育所保育指針	幼保連携型認定こども園保育要領
配置職員	幼稚園教諭・保育士	保育教諭

Ⅵ 利用者負担について



1 保育料について

(1) 保育認定を受けた子どもの利用者負担額

- ・国において、基準となる利用者負担の水準が示されました。
 - ◇市町村民税を基準に8段階の所得階層区分
 - ◇3歳未満と3歳以上の2つの年齢区分
 - ◇保育標準時間と保育短時間の利用時間に応じた区分
- ・各市町村においては、国基準の範囲内において（国基準を上限として）、利用者負担額を定めることになります。
- ・綾部市の保育料につきましても、国基準と現行の市の基準などをもとに、検討を進めているところです。

(2) 教育標準時間認定を受けた利用者負担額

- ◇現行の利用者負担額の水準に基づく額
- ◇市町村民税を基準に5段階の所得階層区分

2 その他の利用料について

保育料のほか、各事業の利用料につきましては、現在、検討しているところです。

Ⅶ その他

1 子ども・子育て支援事業計画

- ・子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5か年の計画を策定します。
- ・この計画には、ニーズ調査結果に基づく、幼児期の保育・教育や地域での子育て支援についての量の見込みとその確保方策・時期などを記載していくこととしています。
- ・次世代育成対策推進行動計画「あやべっ子すこやかプラン」との関係については、現在検討中です。
- ・9月末までを目途に、一定の中間取りまとめを行い、パブリックコメントを実施した上で、平成27年3月に策定予定としています。

2 子ども・子育て会議の設置

- ・子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、委員15名により、設置しています。
- ・子どもの保護者や子ども・子育てに携わる方々から、子ども・子育て支援事業計画の策定などについての意見を聴き、計画に反映させていくものです。